



知基第268号  
令和3年1月20日

外務省特命全権大使（沖縄担当）  
橋本 尚文 殿

沖縄県知事 玉城 デニス



座間味村及び渡嘉敷村周辺における米空軍第353特殊作戦群所属の  
MC-130J特殊作戦機による低空飛行について（抗議）

令和2年12月28日に座間味村周辺において、米空軍第353特殊作戦群所属のMC-130J特殊作戦機2機が、29日に同作戦機4機が低空飛行を行いました。また、本年1月6日にも、座間味村及び渡嘉敷村周辺において、同作戦機5機が低空飛行を行いました。

県は、軍転協において提供施設・区域外で訓練を実施しないことを、また、渉外知事会において低空飛行訓練の実態を明らかにするとともに低空飛行が行われないよう措置することを繰り返し日米両政府に求めてきております。

また、昨年12月、全国知事会による「米軍基地負担に関する提言」に係る要請を行った際、島田防衛省事務次官が「在日米軍は国際民間航空機関（ICAO）や日本の航空法に規定されている最低高度基準を用いており、低空飛行訓練を行う際には同一の米軍飛行高度規制を適用することで日米間の合意がなされている。」と発言されております。

そのような中、提供施設・区域外である座間味村及び渡嘉敷村周辺において、日本の航空法等の最低高度基準を明らかに下回ると思われる低空飛行が繰り返し行われ、地域住民等に強い不安を与えたことは、極めて遺憾であります。

県としては、今回の事態に強く抗議するとともに、基地の提供責任者である日本政府に対して、以下のことについて強く要請します。

## 記

- 1 提供施設・区域外における訓練を実施しないよう米軍に働きかけるこ

と。

- 2 平成11年1月14日に公表された日米合同委員会合意に規定された国際民間航空機関（ICAO）や日本の航空法における最低高度基準を遵守し、県民に不安を与えるような低空飛行を行わないよう米軍に働きかけること。
- 3 今回の米軍航空機の飛行高度について、詳細を分析の上、最低高度基準に抵触するか否かを明らかにすること。
- 4 米軍の演習・訓練等の諸活動の実施については、提供施設・区域内において行うことや航空法等の国内法を適用する旨を明記するなど、日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。